

川口市社会福祉協議会マスコットキャラクター「社助」イラスト使用要領

(目的)

第1条 この要領は、川口市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有しているマスコットキャラクター「社助」のイラスト（以下「イラスト」という。）をチラシ、ポスター等で活用することにより、本会を身近で親しみやすい団体にすることを目的とし、イラスト使用について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 営利を目的とする場合を除き、イラストを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 本会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (4) その他、その使用が著しく不適當であるとき。

(使用方法)

第3条 使用を希望するもの「(以下「使用者」という。）」は、あらかじめイラスト使用申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、川口市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に使用の7日前までに提出し、その承認を受けなければならない。

2 本会は、前項による申請が適當と認められるときは、使用者に対してイラスト使用を許可する。

(使用上の遵守)

第4条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本会が定めるデザインを使用すること。
- (2) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。
- (3) 『川口市社協マスコット「社助」』と表記を付すこと。
- (4) 承認された用途のみに使用し、本会の指示する使用条件に従うこと。
- (5) これを第三者に譲渡、又は転貸してはならない。
- (6) 承認に係る物品等の完成見本を速やかに本会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認内容の変更)

第5条 使用承認を受けた使用者が承認された内容を変更しようとするときは、速やかに変更内容を本会へ申し出なければならない。

(承認の取り消し)

第6条 イラスト使用が、次に該当する場合は、その使用許可を取り消しすることができる。

- (1) 偽り又は不正の手段により、イラスト使用の許可を受けていることが判明したとき。
- (2) その他イラスト使用が不適當と認められるとき。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から実施する。